

札幌市本庁舎構内電話機及び付帯設備 5

仕 様 書

本仕様書は、札幌市本庁舎および札幌時計台ビル、O R E 札幌ビル、ばらと北 1 条ビルに設置する構内交換装置（主装置）及び電話機、付帯設備の仕様を規定する。

1 設置場所

札幌市役所本庁舎（札幌市中央区北 1 条西 2 丁目） 1 5 階から 1 9 階、塔屋階

札幌時計台ビル（札幌市中央区北 1 条西 2 丁目） 1 0 階

O R E 札幌ビル（札幌市中央区北 2 条西 1 丁目） 8 階および 9 階

ばらと北 1 条ビル（札幌市中央区北 1 条西 3 丁目） 8 階

2 本仕様書の範囲

- | | |
|---------------------|----|
| (1) 構内交換装置（主装置） | 一式 |
| (2) 多機能電話機およびその付帯設備 | 一式 |
| (3) 構内交換装置据付配線作業 | 一式 |
| (4) 電話機据付配線作業 | 一式 |
| (5) 試運転調整・検査 | 一式 |
| (6) 既設交換装置・電話機の撤去 | 一式 |
| (7) 既設交換装置・電話機の運搬 | 一式 |

3 納入品仕様

- (1) 構内交換装置（主装置）※本項に特に記載のない仕様に関しては、受注者標準とする。

ア 一般仕様

交換方式	交換方式	蓄積プログラム方式	
	通話方式	P C M時分割方式	
	局線応答方式	ダイヤルイン方式 ダイレクトインダイヤル方式 ダイレクトインライン方式 マルチライン方式	
電源条件	入力電圧	A C 100 V ±10 V	
	周波数	50／60 H z	
ダイヤル条件	P B 信号	0 から 9 *、#	
環境条件	環境	温度 5～40℃ /湿度 45～85%RH（※シャフト内に主装置設置）	
	運転	連続運転、自然空冷式又は強制空冷式	
サービスクラス等	・ 電報発信は電話機ごとに設定できること。 ・ サービスクラスを電話機ごとに設定できること。（超特甲、特甲、準特甲、甲、準甲、乙）		
番号計画	種別	桁数	番号
	内線番号	1 桁～4 桁	0～9、#、*
	特殊機能番号	1 桁～4 桁	0～9、#、*
	無線	1 桁～4 桁	0～9、#、*
	局線発信	0	
	局線転送 （一般内線）	フッキング	
主要機器構成	機器名称	実装	備考
	構内電話交換機	一式	
	交換機整流器	一式	蓄電池への充電機能を備えること。

	交換機用蓄電池	一式	最低 3 分間（外ビルは 3 時間）の機能維持を行えるもの
	多機能電話機	一式	機能 2 4 ボタン以上
	単体電話機（アナログ）	一式	
	デジタルコードレス電話機	一式	外線 8 ボタン以上
	デジタルコードレスアンテナ	一式	
一般サービス機能	【別紙】のサービス機能を備えること。		

イ 構内電話交換機設置場所

- （ア）本庁舎 1 5 階北側 EPS 室（15 階 A-EPS）
- （イ）本庁舎 1 5 階北側 EPS 室（15 階 B-EPS）
- （ウ）本庁舎 1 6 階南側 書庫（16 階 書庫）
- （エ）本庁舎 1 7 階北側 北書庫（17 階 北書庫）
- （オ）本庁舎 1 7 階南側 EPS 室（17 階 B-EPS）
- （カ）時計台ビル 1 0 階南側事務室（用地部）
- （キ）時計台ビル 1 0 階北側事務室（文化部）
- （ク）O R E ビル 9 階事務室
- （ケ）ばらとビル 8 階事務室

* 設置場所の詳細については、添付図面を参照すること。

ウ 局線増設用及び電話増設用パッケージは、将来の増設を見込むため、

2 0 % 以上とすること。

エ システム設定用電話機用ポートを主装置に設けること。

(2) 多機能電話機

- ア 液晶ディスプレイを備えること。
- イ ラインキー8以上を有すること。
- ウ ファンクションボタンが24以上有すること。
- エ 音量調整（着信音量・受話音量）を調整できること。
- オ 保留警報機能を有すること。
- カ 電話機ごとにワンタッチダイヤル発信が設定できること。

(3) コードレス電話機（PHS）

- ア コードレス電話同士混信しないこと。
- イ 通話可能エリア内でハンドオーバーできること。
- ウ 故障時等、迅速に代替機（同一内線番号使用）に切替が行えること。
- エ 第二世代コードレス電話システム標準規格第6版準拠の端末が接続できること。
- オ 当該通話エリア内でPHS端末は共通使用できること。
- カ ファンクションボタン（外線ボタン）が8個以上あること。
- キ 同一フロア内を移動してもファンクションボタンの割付が変化しないこと。
- ク 保留警報機能を有すること。
- ケ 他メーカーのシステムコードレスが導入される場合は、事業協力し、電波干渉が起きないようにすること。

(4) 単体電話機

- ア PB信号を送出できること。
- イ 着信音量を調整できること。

(5) 電話機台数およびアンテナ数

端末の総数は下表のとおり。

		設置台数	予備台数	合計
固定電話機台数	多機能電話機	368	10	378
	単体電話機	28	5	33
コードレス電話機台数		73	20	93
コードレス電話機用アンテナ設置台数		各階ごとにおいて、端末に対して 100% の同時通話数を確保できる台数を納入すること。予備機台数は 7 台とすること。		

※各階電話台数集計表

	多機能電話	単体電話	コードレス端末
15 階	72	3	46
16 階	38	8	0
17 階	84	2	0
18 階	0	7	1
19 階	1	0	0
塔屋階	0	1	0
時計台ビル(南)	38	0	5
時計台ビル(北)	23	0	8
OREビル8階	13	0	0
OREビル9階	83	3	0
ばらとビル8階	16	4	13
設置台数合計	368	28	73
予備台数	10	5	20
納入台数合計	378	33	93

(6) 構内交換装置据付配線作業、電話機据付配線作業、アンテナ配線取付作業

ア 構内交換装置及び電話機の据え付けを行うこと。

イ コードレス端末のアンテナ据付配線作業を行うこと。

ウ アンテナは壁または天井に取付するが、取付が困難な場合は本市担当者と協議の上、取付すること。

エ 電話機のキーパターンシートを作成し、該当箇所に取り付けること。

※添付図面はあくまで参考であり、事前の現場調査を行い、作業を行うこと。

(7) 試運転調整および検査

ア 作業完了後に納入品一式の試運転調整を実施すること。

イ 外線、内線の発着信や収容方法に関して試験を行うこと。

ウ 本市で指定する端末や装置に関する確性や検査を行うこと。

(8) 既設構内交換装置・電話機の撤去・運搬

ア 既設構内交換装置・電話機は更新の際に併せて撤去を行うこと。

イ 撤去品は、まとめて札幌市内の指定する場所に運搬・引き渡しを行うこと。

4 作業仕様

(1) 既設構内交換装置への収容方法や設定に関しては、既設調査の上で新設の構内交換装置への更新を行うこと。また、運用上で不都合があると思われるものに関しては、本市担当者に報告し、協議の上で修正すること。

(2) 既設モジュラーまでの機ひもは交換を行うこと。既設モジュラーより端子盤側の既設配線など、流用可能なものに関しては流用してよいものとする（電話機端末除く）。

(3) 電話交換機及び電話機設置に伴い、仕様を実現するために必要な付帯工事があれば見積もりに含めること。

(4) 本仕様書に記載されていない事項は次に基づき、本市の指示に従うこと。

※公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編） 令和4年版

※公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編） 令和4年版

※公共建築設備工事標準図（電気設備工事編） 令和4年版

※電気設備工事監理指針 令和4年版

以上、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修

(5) 作業時間

ア 平日は原則 17 : 15 以降の作業とする。

イ 土日、国民の祝日の作業は制限をしない。但し、札幌市の指示する日は制限する。

ウ 更新作業前に作業表の提出を行い、本市の承諾を得ること。

(6) 保険等

受注者は、必要に応じて保険に加入すること。

(7) 作業中の安全確保及び環境保全について

公衆災害の防止、作業中の安全確保及び環境保全のための関係法令の記述に従うこと。

(8) 梱包材等

開封した梱包材は納品者にて持ち帰り、適切に処分すること。

(9) 完了後は図面の提出を行うこと。なお、図面は紙面のほか電子データでも提出すること（jww 形式または dxf 形式にて提出すること）。

ア 配置図：納入する機器の配置に関し、執務室図面上に記載したものを納入すること。

イ 外形図：納入する機器の外形図を納入すること。

(10) 以下の完成図書を提出すること。

ア 納入機器一覧

イ 納入機器の取扱説明書

ウ 内線番号一覧

エ 局線一覧

オ 機器構成図

カ 各端末のボタン収容一覧

キ 施工部分の配線作業のしゅん功図（3（6）項参照。完成図を納入すること）

5 契約期間

令和 7 年（2025 年）3 月 1 日 から

令和 13 年（2031 年）2 月 28 日 まで

※ただし、賃借人札幌市は契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、この契約に係る歳出予算について削除又は減額があった場合には、この契約を解除することができるものとする。

6 保守対応

設置後の運用途上で生じる端末の移設やそれに際した配線作業・構内交換装置の設定変更に関しては、別途単価契約を行って実施するものとする。

7 特記事項

リース期間満了後におけるリース物品の買取または再リースについて当事者は協議することができるものとする。